

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟第2回原告団総会連帯挨拶

福島原発被害東京訴訟原告・弁護団

本日は、「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟第2回原告団総会ということで、誠におめでとうございます。

私たちは、東京電力と国を被告として、東京地方裁判所で福島原発事故の損害賠償を求める裁判をたたかっている原告及び弁護団です。私たちの裁判は、主に福島県から関東に避難している者やその家族などが原告になっており、昨年の3月11日に第1次提訴（3世帯8名）、7月26日に第2次提訴（14世帯40名）を行いました。本日は、皆さんに連帯のご挨拶を申し上げます。

去年は、皆さんの「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟や、私たちの福島原発被害東京訴訟をはじめ、全国各地で福島原発事故の東京電力と国の責任を追及する裁判が起こされました。今年は、いよいよこれらの裁判闘争が正念場を迎えるものと思われまます。

まもなく、あの福島原発事故から3年が経とうとしていますが、加害者である東電と国は、放射能汚染地域への不当な帰還政策を促し、被害者への賠償についても、その範囲を絞り込み、金額を低く押さえつけることで、被害の矮小化と被害者の切り捨てる姿勢を益々鮮明にしています。また、この期に及んで原発の再稼働や原発の輸出を企て、これまで行ってきた原発推進政策に対する何の反省もありません。

裁判闘争においては、加害者である東電と国の責任や被害者の被害の実相を明らかにし、完全賠償を勝ち取るとともに、原発を推進し、被害者をないがしろにする国の政策の根本的変革を迫らなければなりません。

そのためには、今後益々全国の訴訟の原告団や弁護団が連携を深め、ともに東電と国を追い詰めて行かなければなりません。

裁判を行っている地域は違いますが、ともに、福島原発事故の被害者及び弁護団として、裁判の完全勝利と脱原発を目指して頑張ってください。

以上